

令和7年第12回

# 印西市農業委員会総会議事録

令和7年12月12日（金）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第12号

令和7年第12回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年12月5日

印西市農業委員会会長 篠田道雄

- 1 期 日 令和7年12月12日（金）
- 2 時 間 午後2時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

令和7年第12回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月12日（金）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠田道雄

- 議 事
- 日程第 1 議事録署名委員の指名
  - 日程第 2 会務の報告
  - 日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第 6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 日程第 7 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
  - 日程第 8 諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見について
  - 日程第 9 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について
  - 日程第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 日程第11 報告第3号 農地等使用貸借権解約通知について
  - 日程第12 報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告について
  - 日程第13 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（26名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
3番	小川	憲通	4番	五十嵐	義弘
5番	米井	絹恵	6番	武藤	悟
7番	岩井	猛和	8番	山崎	幸雄
9番	森田	文雄	10番	伊藤	英
11番	篠田	道雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石	橋	孝	雄	第1担当区域	小	川	幹	雄
第2担当区域	齋	藤	信	一	第2担当区域	湯	浅	静	夫
第3担当区域	宮	嶋		茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久
第4担当区域	芝	倉	和	夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏	子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸	雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義	一					

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係長	颯	佐		学
係長	内	藤	勝	弘					

◎開 会

(午後2時05分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際して、傍聴の申出はありますか。

ありませんね。

---

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、4番、五十嵐委員、5番、米井委員を指名します。

---

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和7年第11回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目と3枚目をお願いいたします。

11月13日木曜日、令和7年第11回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。伊藤会長職務代理者ほか9名の農業委員及び14名の推進委員、事務局からは3名の職員が出席しております。

同日、地域計画の「協議の場」が松山下公園総合体育館で開催され、山崎農業委員、宮嶋推進委員、渡邊推進委員、事務局からは2名の職員が出席しております。

11月14日金曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

同日、地域計画の「協議の場」が松虫構造改善センターで開催され、五十嵐農業委員、武藤農業委員、笠井推進委員、柴海推進委員、中村推進委員、事務局からは2名の職員が出席

しております。

11月20日木曜日、法務局照会に係る現地確認を船尾地先で実施し、齋藤推進委員、湯浅推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページを御覧ください。法務局に対し、11月27日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、11月21日金曜日、令和7年度担い手確保育成・農地利用最適化シンポジウムが青葉の森公園芸術文化ホールで開催され、篠田会長ほか10名の農業委員及び13名の推進委員、事務局からは3名の職員が出席しております。

11月27日木曜日、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会在文京シビックホールで開催され、篠田会長と事務局長が出席しております。

同日、法務局照会に係る現地確認を瀬戸地先で実施し、柴海推進委員、中村推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、回答書の2ページを御覧ください。法務局に対し、12月2日付で非農地と確認した旨、回答しております。

同日、地域計画の「協議の場」が文化ホールで開催され、伊藤農業委員、小川農業委員、石橋推進委員、小川推進委員、事務局からは2名の職員が出席しております。

次に、12月4日木曜日、地域計画の「協議の場」が印旛公民館で開催され、五十嵐農業委員、武藤農業委員、柴海推進委員、芝倉推進委員、中村推進委員、宮内推進委員、事務局からは2名の職員が出席しております。

12月5日金曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第1小委員会森田委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは3名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請13件、第4条申請1件、第5条申請8件、第5条計画変更申請2件及び工事完了報告3件、転用事実確認証明願3件でございます。

12月9日火曜日、地域計画の「協議の場」が本埜公民館で開催され、石井農業委員、岩井農業委員、押田推進委員、河村推進委員、塩澤推進委員、事務局からは2名の職員が出席しております。

会務の報告につきましては、以上でございます。

議 長 これで会務の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とした

します。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

**【議案第1号について説明】**

**事務局** 以上13件でございます。

**議長** 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

**森田委員** 9番、森田です。議案第1号1番について事前審査報告を行います。

資料の1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は生前贈与です。営農計画書、土地選定理由、その他、記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請人に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

**河村委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、塩澤委員。

**塩澤委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何かほかに質疑ございませんか。ありませんね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

**武藤委員** 6番、武藤です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

総会資料の5ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、新規就農のため。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

続いて、資料の9ページの営農計画書及び新規就農者のための営農チェック表を御覧ください。

まず、営農計画ですが、書面に記載のとおりです。

年間作付計画は、作付時期11月から6月、作目は小麦、農作業従事日数は約100日です。

その他通作距離、耕作の事業に必要な機械、労働力、技術の確保等については記載のとおりです。

この申請者は、もう3年ほど前から成田で5反ほどの小麦の生産に携わっており、このたび本申請地において自ら新規就農してやろうということです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査の報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

**芝倉委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、宮内委員。

**宮内委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号3番について、8番、山崎委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いします。

(山崎委員 退席)

**議長** それでは、再開いたします。

議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

**武藤委員** 6番、武藤です。議案第1号3番について、事前審査報告を行います。

総会資料13ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。

契約内容は売買、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数など農家要件を満たしております。

営農計画ですが、選定理由は、以前より賃貸により耕作していましたが、諸般の事情により買受けすることになりました。

年間作付計画は、作付時期、3月から9月、作目は小菊、農作業従事日数は約200日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

**笠井委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、柴海委員。

**柴海委員** 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

ここで、山崎委員の退席を解きます。

どうぞお入りください。

(山崎委員 着席)

議 長 次に、議案第1号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第1号4番について事前審査報告を行います。農地の所有権移転の申請です。

21ページを御覧ください。申請理由は、農業経営の規模拡大のため。

契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

25ページを御覧ください。営農計画書です。土地選定理由は、申請者の農地の隣。

年間作付計画は、記載のとおり、4月から9月、水稻です。従事日数は約200日となっております。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありました

らお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

**石橋委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、小川委員。

**小川（幹）委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号4番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**議長** 挙手全員でございます。

議案第1号4番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

**五十嵐委員** 4番、五十嵐です。議案第1号5番について、事前審査報告を行います。

資料27ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、経営規模拡大のためです。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

36ページの営農計画は、記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号5番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号5番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第1号6番について、事前審査報告を行います。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模拡大のため。

契約、売買。売買金額は記載のとおりです。

譲受人は、農家要件を満たしています。

43ページ、営農計画書を御覧ください。申請理由は、自分の農地の隣だからです。

年間作付計画、4月から9月。作目、水稻。農作業従事日数延べ日数、約100日。

審査会において写真により現地を確認し、聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号6番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号6番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第1号7番について、事前審査報告を行います。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模拡大のため。

契約内容は、売買。総額は、記載のとおりです。

譲受人は、農家要件を満たしています。

57ページ、営農計画書を御覧ください。現在、申請地、荒れている部分ありますが、取得後は責任を持って再生し、自作地に隣接しているので、一体として耕作する予定です。

年間作付計画は、4月から9月、水稻。農作業従事延べ日数、約100日。5月から11月、サトイモ、約30日、9月から12月、ハクサイ、約30日、11月から6月、ソラマメ、約40日、9月から6月、タマネギ、約30日です。

事前審査会において写真により現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議長 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号7番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号7番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号8番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第1号8番について、事前審査報告を行います。

資料59ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、経営規模拡大のためです。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

64ページの営農計画書を御覧ください。申請土地選定理由は、自作地が近いこと。

年間作付計画は、4月から9月。作目は、キャベツ、枝豆等です。農作業従事延べ日数は、約100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

**笠井委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、柴海委員。

**柴海委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、中村委員。

**中村委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号8番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第1号8番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号9番、10番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

**森田委員** 9番、森田です。議案第1号9番、10番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

農地の交換による所有権移転の申請です。

初めに、議案第1号9番について、資料の65ページを御覧ください。

申請理由は、議案第1号10番と農地を相互に交換することによる利便性向上のためです。

契約内容は、交換契約です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、資料69ページの営農計画書を御覧ください。営農計画について、農地選定理由は、利便性の向上のためです。

年間作付計画は、作付時期、4月から9月、作目、水稻、農作業従事延べ日数は100日です。

次に、議案第1号10番について、資料71ページを御覧ください。

申請理由は、議案第1号9番と農地を相互に交換することによる利便性向上のためです。

契約内容は、交換契約です。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、資料75ページの営農計画書を御覧ください。営農計画について、土地選定理由は、利便性の向上のためです。

年間作付計画、作付時期、4月から9月、作目、水稻、農作業従事日数は約100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

**押田委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、富岡委員。

**富岡委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号9番、10番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第1号9番、10番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号11番、12番について関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

**岩井委員** 7番、岩井です。議案第1号11番、12番については、関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。全て、農地の所有権移転の申請です。

初めに、議案第1号11番について、資料77ページを御覧ください。

次に、議案第1号12番について、資料83ページを御覧ください。

申請理由は、全て農業経営規模の拡大のため。

契約内容は、売買。金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

87ページを御覧ください。営農計画書です。土地選定理由は、議案第1号11番については、譲渡人が高齢のため、耕作及び管理が困難になってきたこと。また、譲受人が申請地の近隣に自作地を有しており作業効率がよいため。議案第1号12番については、譲渡人が農機具を有しておらず、耕作等が困難になっていること。また、申請地が譲受人の近隣にあり、通作に適しているため。

年間作付計画は、議案第1号11番は、作付時期、4月から9月、水稻。議案第1号12番は、作付時期、7月から2月、ネギです。農作業従事延べ日数は、約100日、120日となっています。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で審査報告を終わります。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域及び第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

**河村委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、塩澤委員。

**塩澤委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、押田委員。

**押田委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、富岡委員。

**富岡委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号11番、12番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第1号11番、12番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号13番について、第1担当区域の小川推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いいたします。

(小川(幹)委員 退席)

**議長** それでは、再開いたします。

議案第1号13番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

**森田委員** 9番、森田です。議案第1号13番について、事前審査報告を行います。

資料の89ページ、農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模拡大のため。

契約内容は、売買です。金額は、記載のとおりです。

営農計画、土地選定理由、その他記載のとおりです。

事前審査において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

**石橋委員** 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。  
ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。  
採決は、農業委員による採決となります。  
議案第1号13番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。  
議案第1号13番は、許可とすることに決定しました。  
ここで、小川推進委員の退席を解きます。  
どうぞお入りください。

(小川(幹)委員 着席)

---

#### ◎議案第2号、議案第3号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、日程第5、  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の15ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条の規定による許  
可申請についてでございます。

#### 【議案第2号について説明】

事務局 続けて、16ページをお願いいたします。

#### 【議案第3号について説明】

事務局 以上、4条申請が1件、5条申請8件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
議案第2号1番、議案第3号1番については関連がありますので、一括審議といたします。  
担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第2号1番と議案第3号1番について、事前審査報告を行  
います。

初めに、議案第2号1番、土地の転用の申請です。次に、議案第3号1番について、106ページを御覧ください。転用を伴う使用貸借権設定の申請です。議案第2号1番と議案第3号1番ともに2種農地となります。

転用目的は、長屋住宅用地です。

転用の時期は、着手予定、令和8年2月1日、完了予定、令和8年11月30日です。

施設の概要は、長屋住宅4棟、木造2階建て、建築面積は記載のとおりです。

109ページ、事業計画書を御覧ください。申請地に木造2階建て4棟と駐車場50台の予定  
です。

土地選定理由は、印西市に所有する土地が適しているので選定します。

用排水計画、周辺農地への説明状況は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も  
全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありました  
らお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番、議案第3号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手  
を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第2号1番、議案第3号1番は、許可とすることに決定しました。

ここでスムーズに行きましたので、ちょっと休憩したいと思います。15分まで。

**事務局** 3時15分まで休憩します。

(午後3時02分)

---

**議長** それでは、再開いたします。

(午後3時15分)

---

**議長** 議案第3号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

**武藤委員** 6番、武藤です。議案第3号2番について、事前審査報告を行います。

総会資料123ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的、また計画は、専用住宅用地への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定は許可後、完了予定は令和8年3月31日です。

施設の概要は、専用住宅1棟。

総会資料126ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、また土地選定理由は、記載のとおりです。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないことを審査しましたことを報告します。

以上です。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。  
ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。  
採決は、農業委員による採決となります。  
議案第3号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。  
議案第3号2番は、許可相当とすることに決定しました。  
次に、議案第3号3番、4番については、関連がありますので、一括審議といたします。  
担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。  
6番、武藤委員。

**武藤委員** 6番、武藤です。議案第3号3番、4番について関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

農地の転用を伴う5条の規定による所有権移転の申請です。総会資料133ページの3番です。続いて、総会資料134ページの4番です。

3番、4番の転用目的は、特定建築条件付売買予定地への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、許可日、完了予定、令和9年12月31日。

用途は、特定建築条件付売買予定地、12区画、その他、21区画です。

総会資料140ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は、記載のとおりです。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令について、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号3番、4番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第3号3番、4番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

**五十嵐委員** 4番、五十嵐です。議案第3号5番について、事前審査報告を行います。

153ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電用地への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、令和8年2月1日、完了予定、令和8年3月31日です。

施設の概要は、モジュール160枚、パワーコンディショナー10台です。

162ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容は記載のとおりです。

土地選定理由は、日当たりがよいからです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号5番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第3号6番について、事前審査報告を行います。

資料173ページを御覧ください。転用を伴う使用貸借権設定の農地法第5条申請です。

本計画地は、第3種農地となります。第3種農地の判断基準につきましては、第3種農地の要件の一つとなる申請地からおおむね300メートル以内に県庁や市役所、支所があることに該当するものです。

転用計画につきましては、専用住宅用地への転用です。

転用時期は、着手予定は許可後、完了予定、令和8年7月31日。

施設概要は、専用住宅1棟、木造平家建て、建築面積は記載のとおりです。

資金計画は、記載のとおりです。

176ページの事業計画書を御覧ください。申請地は、盛土を予定しており、最高高さは70センチ程度を予定しています。専用住宅、木造平家建て、建築面積は記載のとおりです。

土地選定理由は、生活環境がよく、静かで住宅地としては良好なため。また、実家に近く、両親の手伝いもできます。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、防災計画、周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者・耕作者への説明状況は、記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。

他法令等の進捗状況につきましては、一覧表を御覧いただきたいと思います。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上でございます。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

**押田委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、富岡委員。

**富岡委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号6番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

**米井委員** 5番、米井です。議案第3号7番について、事前審査報告を行います。転用を伴う所有権移転の申請です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用の目的は、太陽光発電施設です。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定は、令和8年2月28日です。

施設の概要は、太陽光パネル171枚でパワコン10台、パネル面積は478平米です。

189ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由、ともに記載のとおりです。

事業予定地は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対して聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

**芝倉委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、宮内委員。

**宮内委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号7番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号7番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号8番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

**五十嵐委員** 4番、五十嵐です。議案第3号8番について、事前審査報告を行います。

資料199ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、車両置場及び駐車場への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、令和8年2月1日、完了予定、令和8年11月30日です。

施設の概要は、駐車場21台、550平米、自動車保管場所50台、2,700平米です。

事業計画書を御覧ください。206ページです。申請理由は、既存施設が手狭になってきて、中古自動車等を置く場所を確保するためです。この場所では、一切の解体等分解整備等を行わないということです。

造成の計画は、砂利敷きを含めた整地工事のみを行い、盛土等の造成工事はありません。

土地選定理由は、別紙のとおりです。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことをご報告します。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

**芝倉委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、宮内委員。

**宮内委員** 問題ないと思います。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

**山崎委員** すみません。

議 長 どうぞ。

山崎委員 議受人は、どこの国の方ですか。

事務局 アフガニスタンです。

山崎委員 アフガニスタンですか。分かりました。

議 長 ほかに何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号8番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号8番は、許可相当とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第4号

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の19ページをお願いいたします。議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。

なお、1番、2番につきましては、同一事業となっております。

#### 【議案第4号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第4号1番、2番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第4号1番、2番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

総会資料の219ページ、220ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請です。

本案件は、令和5年3月27日付で特定建築条件付土地（9区画）の許可を受けた事業計画の変更承認申請です。

変更内容につきましては、特定建築条件付土地の9区画を10区画に変更するものであります。

変更理由につきましては、総会資料221ページの文書のとおりで、当初、平屋を大きく建てたいというニーズがあったため、1区画は広く面積を取る計画で進めましたが、成約に至らず、その後2年以上経過しました。さらに、昨今の建築費の高騰や物価の上昇もあり、高額となる広い敷地は販売が難しくなり、他区画同様の広さならという要望が出たため、2区画に分ける計画に変更したいためです。

その他、計画変更に伴う他法令の変更手続、事業変更の詳細な変更内容については記載のとおりであります。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施したところ、書類等に不備がなく、許可基準上、問題ないと審査したことをご報告いたします。

以上で事前審査報告を終わります。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

**議 長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号1番、2番について、承認相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号1番、2番は、承認相当とすることに決定しました。

---

◎諮問第1号

議 長 日程第7、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

本案件は、4番、五十嵐委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いします。

（五十嵐委員 退席）

議 長 それでは、再開します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の20ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。本計画案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上9件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

ここで五十嵐委員の退席を解きます。

どうぞお入りください。

（五十嵐委員 着席）

**議 長** 次の案件は、私自身も関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、退席をいたします。その間の議長につきましては、会議規則第6条第2項の規定に基づき、伊藤会長職務代理者が行いますので、よろしくをお願いします。

(篠田委員 退席)

**代理議長** それでは、次の案件については、会議規則に基づいて、私が議長の職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、再開いたします。

---

### ◎諮問第2号

**代理議長** 日程第8、諮問第2号 地域計画変更(案)に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

**事務局** 議案書の33ページをお願いいたします。諮問第2号 地域計画変更(案)に対する意見についてでございます。本計画(案)に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

なお、既にお配りしております資料1と書かれた資料のほうも併せて御覧いただきたいと思っております。

#### 【諮問第2号について説明】

**事務局** 以上でございます。

**代理議長** 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**代理議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第2号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**代理議長** 挙手全員です。

諮問第2号については、意見なしと答申することに決定いたしました。

ここで、篠田会長の退席を解きます。お入りください。

これをもって議長の任を解かせていただきます。

(篠田委員 着席)

議長 長（篠田道雄） それでは、再開します。

---

### ◎報告事項

議長 長 日程第9、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の34ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

#### 【報告第1号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議長 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の37ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

#### 【報告第2号について説明】

事務局 以上9件でございます。

議長 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の47ページをお願いします。報告第3号 農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

#### 【報告第3号について説明】

事務局 以上でございます。

議長 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第12、報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたしま

す。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の48ページをお願いします。報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告でございます。

**【報告第4号について説明】**

**事務局** 以上でございます。

**議長** この案件につきまして、報告でございますので、ご了承願います。

日程第13、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いいたします。

**森田委員** 9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年12月5日、第1小委員会において、工事完了報告3件、転用事実確認証明願3件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

**議長** これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

---

**◎閉 会**

**議長** 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第12回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時55分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年12月12日

議 長 篠 田 道 雄

代 理 議 長 伊 藤 英

署 名 委 員 4 番 五十嵐 義 弘

署 名 委 員 5 番 米 井 絹 惠